

意見募集案件	保健福祉諸計画の策定について
担当課	保健福祉部福祉課 電話 011-372-3311 内 2134

意見募集期間	令和3年1月4日(月) から 令和3年2月2日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所福祉課及び各出張所 ◇エルフィンパーク、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
・提出先	保健福祉部福祉課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4312 電子メールアドレス: fukushi@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表 予定時期	令和3年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページに公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 令和3年度からの保健福祉施策の指針となる各計画について、関係団体や学識経験者からなる保健福祉計画検討委員会で審議し、素案を作成しました。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイルの各計画素案のとおり (3) その案の根拠となる法令の規定 第5期地域福祉計画は社会福祉法第107条第1項。健康づくり計画(第5次)は健康増進法第8条第2項、自殺対策基本法第13条第2項。高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8第1項、第8期介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項。障がい支援計画は障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、児童福祉法第33条の20第1項。 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 令和3年度から各計画に基づき施策等を推進していきます。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)
対象となる政策等 の原案	「第5期地域福祉計画」素案 「健康づくり計画(第5次)」素案 「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」素案

	「障がい支援計画」素案
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 寄せられた意見を参考に、保健福祉計画検討委員会で審議し、令和3年3月に策定を予定しています。